

控訴審第8回裁判のご報告

令和2年8月21日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護士が提出した主張書面や証拠

★第38準備書面(下山憲治法律意見書に基づく主張-原子力安全規制においては「事前警戒・予防」の観点から最新の科学・技術水準に即応した規制が求められ、典型的な警察規制のように「切迫性」は要件とされないこと)

○概要

① 下山憲治一橋大学大学院法学研究科教授は、行政法的観点からの検討を加えた法律意見書を作成し、本訴訟に提出した。

本訴訟判決を含む千葉2判決・名古屋判決・山形判決の「津波の予見可能性」についての判断手法は、一審被告東電を念頭に置いた一般不法行為の予見可能性の有無の判断手法に引きずられ、「津波の予見可能性」が行政規制法令である技術基準省令62号4条1項の該当性を基礎づけるものであるという観点から、検討を欠落している。

② 「万が一にも深刻な災害が起こらないようにする」ために「事前警戒・予防」の観点から、最新の科学・技術水準に即応した規制が求められ、典型的な警察規制のように「切迫性」は要件とはされない。

「予見可能性の程度」が高く「重大事故発生の切迫性」が認められる場合にのみ規制権限行使が義務づけられるとの考え方は、原子炉の危険から住民の生命・身体等を保護するという原子力安全規制法制の趣旨に反する。

「経済産業大臣の規制権限が義務づけられるのは、住民に甚大な被害をもたらす重大な事故の発生が切迫している場合である」とする名古屋判決は、誤りである。

★第39準備書面(佐藤暁証言批判(一審被告国第14準備書面及び一審被告東電共通準備書面(7))に対する反論))

○概要

① 一審被告らは、具体的案設計条件を提示しない「意見」が無意味である、と主張する。

しかし、佐藤暁氏は、津波対策に関する「詳細設計」の話をしておらず、「概念設計」の話をしているのである。概念設計の終点は、全体との関連を意識しなくても各部分の設計を詳細化できるところまでである。佐藤氏意見書は、水密化対策について、安全停止系機器の設置されている部屋における各機器の設置状況を詳細に述べたうえで、その水密化について漏洩率等の条件を明示して述べ、次に各機器が収容されている建屋について、扉の水密化について述べているのである。これは、概念設計の段階である。

佐藤氏は概念設計について述べているのであって、あとは、一審被告東電が、自社の技術者に命じ、あるいは関連企業に発注して、詳細な設計を施工す

べきである。

想定される防護措置が技術的に可能であり、かつ、その防護措置によって結果回避が可能と判断されることを相当程度特定して主張立証すれば足りる。

- ② 一審被告らは、内部溢水としてある程度の裕度をとって強度を設計しておけば、外部溢水対策として問題ないとの佐藤氏証言につき、誤りと主張する。

建屋の駆体部分は本件津波に耐えており、主要な浸水経路となった「大物搬入口」「入退場ゲート」地下階への直接の浸水経路となった「給気ルーバー」については、水密化措置を講じていれば、全体として建屋内部への浸水を防ぐことが十分に期待できた。

本件事故の実際の各号機の浸水経路や浸水状況を踏まえれば、佐藤証人が示す結果回避措置のうち、内部溢水対策である水密扉の設置も有効であった。

- ③ 東海第二原発においては、2009年には「長期評価」を前提として「盛り土による敷地への浸水防止措置」に合わせて「建屋の水密化」対策が現実に実施され、完成していた。敷地への浸水を前提とした「建屋の水密化」措置は、津波に対する防護措置が十分に期待できるものであり、かつ、技術的にも規制対応上も、その実施に大きな負担が伴うものではなかった。

★第40準備書面(一審被告東京電力個別準備書面における総論的主張に対する反論)

○概要

- ① 東電は、「財産的損害等に対する賠償が、一審原告らの本件事故による精神的苦痛を緩和し、平穏な生活を取り戻す一助になっており、精神的損害の評価の際、財産的損害等に対する賠償実態を考慮すべき」と主張する。

しかし、裁判実務上、財産的損害と慰謝料は別々に算定され、早期に財産的損害に対する支払があったとしても、慰謝料の金額に影響するという扱いはされていない。

- ② 東電は、日常生活阻害慰謝料の賠償とは別途、精神的損害としてふるさと喪失慰謝料を観念することはできない、とも主張する。

しかし、ふるさと喪失慰謝料は、本件事故前に所属していた地域コミュニティとの関係性を断絶させられ、その人生を大きく変容させられたことによる精神的損害に対する慰謝料であり、日常生活阻害慰謝料とは性質が異なる。仙台高裁令和2年3月12日判決も、慰謝料を、「避難を余儀なくされた慰謝料」、「避難生活の継続による慰謝料」、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」の3種類に分けている。

- ③ 東電は、死亡後の慰謝料の返還請求を検討せざるを得ない、と主張する。もともと、東電が主張するような過払いの慰謝料は、発生していない。その上、今更、東電が返還請求すること自体、信義則に反する。

一審原告らの個別的損害につき、仮に損害の立証が十分に出来ていないとしても、損害が発生していることに争いがなく、立証が困難である等から、民事訴訟法248条は適用される。

★第41準備書面(2002年「長期評価」策定当時、津波地震の発生が付加体の存在と関連する等の付加体説が地震学者の間で大勢を占めていたとの一審被告国の主張が明らかに誤りであること等)

○概要

- ① 濱田信夫氏は、「長期評価」策定当時の地震本部における海溝型分科会委員である。濱田氏意見書は、本訴訟において提出された。

濱田氏意見書からも、「長期評価」の結論に客観的・合理的根拠があることは明らかである。

国は、南北の構造が異なることを理由に、津波地震が特定の領域でのみ生じるとの見解が「支配的」であったと、主張する。しかし、濱田氏は、そのような議論が一切なかったと意見している。

国は、内閣府防災担当より「長期評価」に対する申し入れがあったことを理由に、「長期評価」の信頼性に疑義を述べている。しかし、濱田氏意見書では、内閣府との調整が行われたものの、分科会として当時の最善の科学的評価をしたことに変わりないと意見している。

- ② 2006年の金森博雄氏らの論文は、過去の地震によるプレートのひずみの解消の割合や、GPSデータによるプレート境界の固着の程度等の客観的データに基づき、宮城県沖や福島県沖での津波地震の発生可能性を指摘している。

金森論文は、「長期評価」の津波地震予測を科学的に根拠づけ、日本海溝沿いの海底構造が南北で異なることを理由に日本海溝沿い南部では津波地震が発生すると国の主張を、一顧だにしていない。

- ③ 「長期評価」に対する鶯谷威氏の意見書、「長期評価」に対する阿部勝征教授の検面調書、佐竹健治教授自身の自己の論文は、「長期評価」が地震学的に客観的かつ合理的であったことを裏付ける。

国は、「長期評価」公表後も「長期評価」の結論とは整合しない知見ばかりが相次ぎ出されたと主張する。しかし、本件事故前に「長期評価」への批判を展開した専門家はおよそ皆無であり、上記国の主張は、事実と反する。

★第42準備書面(既払い金の充当方法について)

○概要

一審原告らは、慰謝料全額ではなく、その損害の一部のみを請求している。東電が主張する弁済の抗弁を判断するために、裁判所は、慰謝料額全体を認定した上で、東電の既払い金を控除しなければならない。

★第43準備書面(一審被告東電共通準備書面(10)に対する反論)

○概要

- ① 当事者の合理的意思解釈として、財産的損害についての支払が慰謝料に充当されること、逆に慰謝料の支払が財産的損害に充当されることが予定されておらず、そのような充当は認められない。避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料それぞれに対する既払金も、区別して充当されるべきである。

- ② 東電は、住居確保のために時価額を超えて支払った過払い分の賠償等過払いの賠償金を他の費目へ充当すべき、と主張する。この主張は、実質的に賠償済み金額の払い戻しを求めることに等しく、信義則に反する上、時機に後れた主張であり却下されるべきである。

- ③ 世帯のうちの1名が賠償金の支払を代表して受けているとしても、他の構成員から同代表者に与えられているのはあくまで賠償金の受領権限に過ぎず、各構成員がもつ賠償金の請求権限まで付与されていたなどと意思解釈することはで

きない。

★第44準備書面(一審原告らの本控訴審請求金額等について)

一審原告らの一審被告らに対する本控訴審請求金額を記載した書面です。

★第45準備書面(一審被告東電共通準備書面(11)に対する反論等)

○概要

- ① 東電は、元最高裁判事・弁護士千葉勝美等他3名の専門家・学者からの意見書を提出した。これらの意見書は、結審間際に提出されたため十分な検討・反論の時間を与えられておらず、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきであるし、判決においてその主張が採用されることは許されるべきではない。
- ② 千葉勝美意見書は、福島に居住している住民や避難者の被害について十分な調査を経ず、中間指針の作成過程の議論を踏まえずに、中間指針等の賠償基準が合理的であると述べるものであり、何ら信用に値しない。
- ③ 一審原告と東電との間では、損害項目と金額を明示した合意書を取り交わしており、どの損害項目の弁済に充当するかについて、その都度合意している事実が認められる。
東電は、財産的損害の各項目の弁済として支払った金額を、一審原告らの本訴請求に係る精神的損害の賠償に流用できない。他の損害項目の弁済に流用しない合意が、認められる。

★控訴審最終準備書面[第1分冊](序論・責任論), [第2分冊](損害総論), [第3分冊(損害各論)]

○概要

これまでの一審原告らの主張をまとめたものです。
別紙の目次(※第3分冊の損害各論は、目次を割愛します)をご確認ください。

★提出した主な証拠

濱田信正氏(元気象庁地震火山部地震予知情報課長及び気象研究所地震火山研究部長)の意見書, 福島県いわき支部訴訟の原告本人調書, 谷岡勇市郎氏(北海道大学地震火山研究観測センター)の論文, 令和2年3月10日札幌地裁判決, 令和2年3月12日仙台高裁判決, 中間貯蔵施設情報サイト(環境省作成)

★その他提出した書面

一審原告の方々の個別準備書面

(2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠

★一審被告東京電力共通準備書面(10)(口頭弁論終結時点における賠償実績と弁済の抗弁について)

○概要

- ① 慰謝料を、「避難生活に伴う慰謝料」と「ふるさと喪失慰謝料」の2つに区別して、特定の慰謝料項目にのみ充当することは許されない。全ての法的保護に値する精神的損害を認定し、そこから既払金を弁済の抗弁として控除すべきであ

る。

平穩な生活の回復に向け、財産的損害の十分な賠償がなされている。このことは、慰謝料額を客観的かつ適正に評価するにあたり、最大限斟酌されるべきである。

「住居確保損害」名目での賠償は、建物の時価賠償を超えて、被災者支援に資するとの観点から、新たな資産取得に当たる住宅の取得資金の一部について、政策的見地から実施している。この賠償は、財産的損害・精神的損害を問わず、一審原告らの全損害との関係で、弁済の抗弁を構成する。

自主的避難等対象者に対する賠償の他、本件事故時に福島県南地域に居住していた18才以下の子どもに対しても、独自に自主的避難等対象者に準じた賠償を行っている。この賠償は、一審原告らの全損害との関係で弁済の抗弁を構成し、子どもの分は世帯構成員全員との関係で弁済の抗弁を構成する。過払金、仮払金も、全損害項目との関係で弁済の抗弁を構成する。

- ② 一審原告らが所属する世帯に対してなされた賠償に関し、当該賠償を受け取った世帯構成員の受けた損害の認定額が実際の受取額を下回る場合、当該過払分は他の世帯構成員の未受領の損害賠償請求権に充当されるべきである。

受領権限のある世帯代表者が、世帯分を一括して受領している。世帯内部における構成員同士の弁済の融通は、認められなければならない。生活基盤をなす財産的損害の賠償や住宅確保のための資金の賠償等、世帯の構成員全員に共通する損害を填補するものとして支払われている。

★一審被告東京電力共通準備書面(11)

○概要

これまでの東電の主張をまとめたものです。
別紙の目次をご確認ください。

★一審被告東京電力共通準備書面(12)(時機に後れた攻撃防御方法にあたらぬこと等)

○概要

- ① 一審原告らは、東電が「住居確保損害の賠償金」と「過払金」をもって他の損害項目との関係で弁済の抗弁を主張していることにつき、時機に後れた主張であるとして却下を求めた上、信義則に反すると主張する。

- ② しかし、訴外の賠償実施状況やその趣旨等につき、東電は原審の早期の段階から繰り返し主張しており、弁済の抗弁を基礎付ける事実主張のレベルでは、既に従前より行っていた。

今回の弁済の抗弁は、専ら、弁済の抗弁の成否及びその範囲についての法的評価を求めるものであり、時機に後れたものではない。

過払金についても、既払金として全損害との関係で充当するのが当事者間の衡平にも合致する。信義則には反しない。

★一審被告東京電力共通準備書面(13)

○概要

一審原告らが提出した第44準備書面別紙「損害項目ごとの控訴額等明細表」に記載された金額は間違いがないが、一審被告東京電力共通準備書面(10)

のとおり、弁済の抗弁を主張する。

★提出した主な証拠

札幌地裁判決、千葉地裁(福島原発訴訟第2陣)判決、一審原告らに対して実施した損害賠償の金額と内訳等を記載した報告書、元最高裁判事千葉勝美弁護士・伊藤眞東京大学名誉教授・窪田充美神戸大学大学院法務研究科教授・早川眞一郎東京大学名誉教授の各意見書、前橋地裁・福島地裁・福岡地裁の各判決抜粋

★その他提出した書面

一審被告東京電力個別準備書面2の2～17の2

(3) 一審被告国が提出した主張書面や証拠

★第18準備書面(一審被告国の主張の概要)

○概要

これまでの国の主張をまとめたものです。
別紙の目次をご確認ください。

★第19準備書面(本件における主な事実関係)

○概要

国が考える本件における主な事実関係をまとめたものです。
別紙の目次をご確認ください。

★第20準備書面

○概要

- ① 国が主張する「建屋等の全部の水密化」には、一審原告らが主張する「タービン建屋等の水密化」はもとより、「重要機器室の水密化」も含まれる。
- ② 本件津波の襲来時、4号機タービン建屋の大物搬入口はシャッターも防護扉も閉まっていた。開放していたとの一審原告らの主張は、事実と反する。本件津波の襲来後、1号機タービン建屋大物搬入口のシャッターが破損して、同建物内部に相当数の漂流物が津波とともに侵入した。同搬入口のシャッターが相当数の漂流物の侵入を防いだとする一審原告らの主張も、事実と反する。
- ③ 平成14年7月の「長期評価の見解」の公表当時、本件事故当時いずれも、谷岡・佐竹論文の知見は、津波地震を説明する代表的なモデルであり、地震学等の専門家から多くの支持を集めていた。地震地帯構造の知見に基づいて波源を設定することには、科学的な合理性がある。

「長期評価の見解」は、その性質上、地震学等の知見に基づく科学的な非難をする必要があるものではなかったし、科学的な検討をすることが可能なものではなかった。

阿部勝征教授は、「長期評価の見解」について、理学的根拠を伴わないものと懐疑的な認識を有していた。一審原告らの主張は、阿部氏の認識を正解していない。

★第21準備書面

○概要

国は、東電が一審原告らに対してした一審原告らに係る損害に関する主張を、
全て援用する。

★第22準備書面

○概要

一審原告らによる訴えの変更に基づく請求は、いずれも棄却されるべきである。

★第23準備書面

○概要

一審原告らが提出した第44準備書面別紙「損害項目ごとの控訴額等明細表」に
記載された金額は間違いない。

★提出した主な証拠

日本海溝沿いの地震活動の長期評価(地震本部地震調査委員会)、事故検証
課題別ディスカッション「地震動による重要機器の影響」(東電作成)

2 一審原告ご本人・代理人による意見陳述, 国の意見陳述

3 今後の裁判の日程

判決言い渡し日

令和3年2月19日(金)15時

以 上